

旧軍人・軍属等在日韓国人遺骨の返還問題

49. 2. 25

北東アジア課

1. 2月25日 島一等書記官の姓戻北東アジア課に済<sup>済</sup>  
たこと3 要旨次のとおり

(1) 先日の日本側回答を本国に報告したとこと3 韓  
国側記録より本件に關係ありと思ふこと分次  
のあり

○ 64年11.12 <sup>分田済は</sup> 軍事境界線以南の遺骨は ~~北東~~ <sup>北東</sup> 一括引渡しの要あり

66年2月 韓国側は暫定的に無縁故者遺骨は日  
本領土内に抛棄物件を提案したため 日本

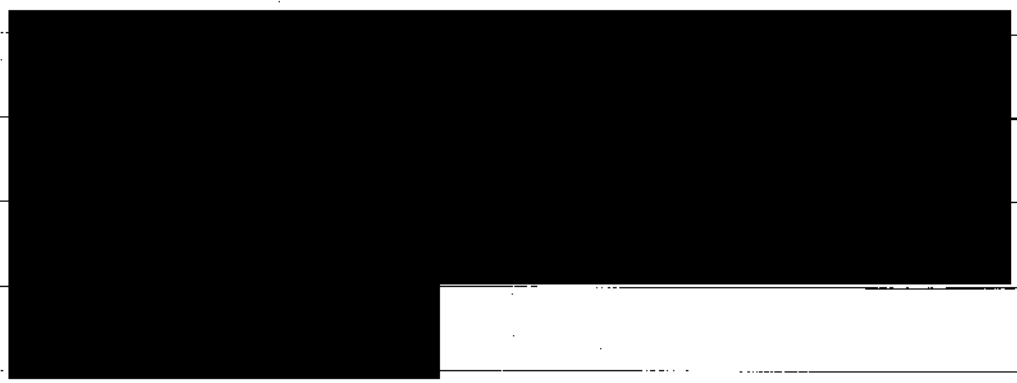
<sup>韓国側は</sup>  
側はこれに承知せしめられ撤回した

66. 2. 21 黒田北東アジア課長は 無縁故者遺骨

は日本国内に埋葬するのはむづかしいので、縁故者の有無にかかわらず韓国政府に一括引渡し、無縁故

者遺骨については韓国国内に埋葬することに提起した。この場合経費の負担問題で合意に達しなかった

66. 11. 4 日本側の遺族範囲の拡大のサジェソルに  
もとづき、南出身分は一括引受け



67. 5. 8



69. 初日日韓肉帛会議にて

本件の人道的性格を考慮して、韓国側は暫定

的に遺族の個別引渡要請がある場合は、日本政府が、遺骨を引渡すことに対して異議を述べた。

(2) 経緯は別として、先日の日本側の回答内容は不当である。即ち、

日本側が本件の如き重大な戦後処理問題を日本の国内法の問題として、処理しおとすのは

枉め不当である。この問題はあくまで人道的次元で処理すべき問題である。南韓国出身

者遺骨の場合にもこの方たちが死亡なされて、30年経過してはるので、遺族の確認はむづかしい状

態にある。日本厚生省の記録に南韓国出身者として記録されているものは当然韓国側に

引渡すべくである。すなわち在韓日本人の遺骨の  
の返還にあたりは韓国政府は日本政府に一括

引渡しをした~~ら~~うと、最大の協力と支援を惜まらな  
う。 本件のような過去の不幸な歴史の

~~残~~ ~~滓~~ は一日も早く処理解決すべし。韓日  
両国の真の友好関係完遂に寄与するものである

2. これに対し、当方は『只今申し越しの「一日も早く  
処理解決すべし」には異議はない。また事実関

係については、当方は調査中であり、即指摘の意は  
当方の調査の上で考慮させよう。国内法の内

題については、日本はこの件はあくまで日本政府  
と遺族との内題であるという基本認識であり、本

日はこれ以上コメントしないが、お申し越しの意  
は、しかるべく上へ伝達する旨と答へた。